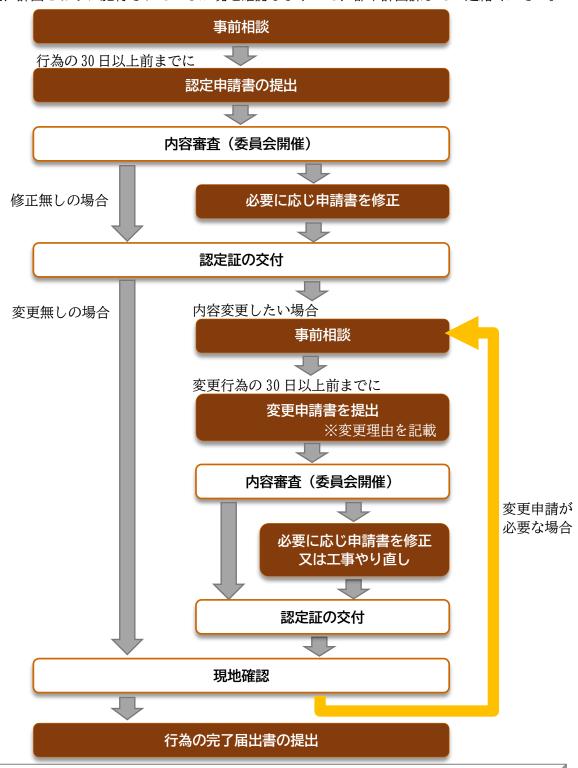
景観地区における手続きの基本的な流れ

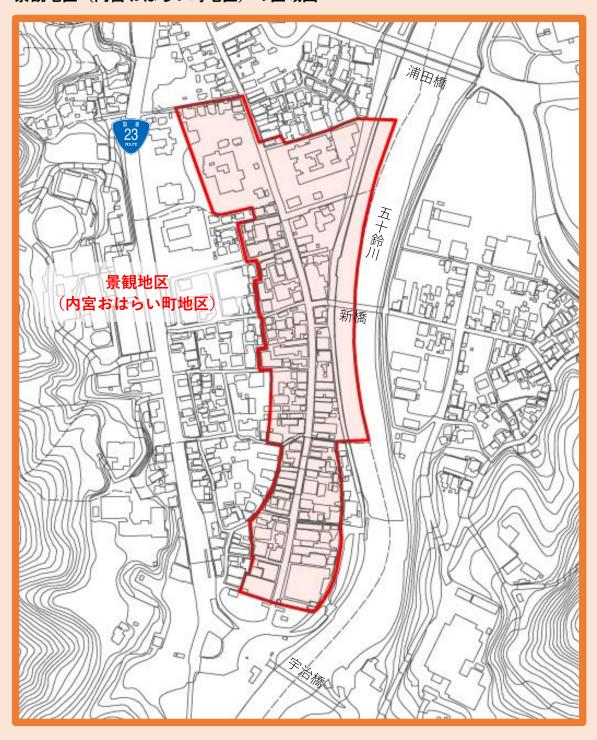
内宮おはらい町地区で工事を行う場合、景観法の規定による認定申請の手続きが必要です。 また、認定証交付後、計画内容を変更しようとする場合は変更申請が必要です。 工事完了後、計画どおりに施行されているか現地確認しますので、都市計画課までご連絡ください。



【申請窓口・問合せ先】伊勢市都市整備部都市計画課 計画係 電話 0596-21-5591 FAX 050-1704-1924 E-mail toshikei@city.ise.mie.jp

※申請をしない場合や虚偽の申請をした場合、景観法の罰則が適用されることがありますのでご注意ください。

景観地区(内宮おはらい町地区)の区域図





景観形成に補助金が 利用できます

補助金の交付には事前に申請が必要です。詳しくは都市計画課へお問合せください。